



第53回 定時株主総会招集ご通知

株主総会へのご出席につきましては、開催当日における新型コロナウイルス感染状況やご自身の体調等をご勘案のうえ、慎重にご判断をいただけますようお願い申し上げます。ご来場いただけない場合は、スマートフォン、インターネットまたは郵送による事前の議決権行使を是非ご活用ください。

また、株主様からは事前に書面にてご質問を受け付けたくうえで、株主の皆様のご関心が高い事項について本株主総会でご説明し、後日、その内容を当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。なお、説明には至りませんでしたご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。

日 時 | 2023年6月29日（木曜日）午前10時

場 所 | 東京都中央区日本橋室町四丁目1番6号
CIVI研修センター日本橋 5階会議室

決議事項 | 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

証券コード 4801
(発送日) 2023年6月7日
(電子提供措置の開始日) 2023年6月2日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目21番2号
セントラルスポーツ株式会社
代表取締役社長 後 藤 聖 治
執行役員

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://company.central.co.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IR情報」「IRリリース」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4801/teiji>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「セントラルスポーツ」又は「コード」に当社証券コード「4801」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後6時20分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町四丁目1番6号
CIVI研修センター日本橋 5階会議室（会場が前回と異なります。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第53期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎事前質問につきましては、書面にて受け付けさせていただき、お名前、届出住所、質問内容をご記入のうえ、以下の住所宛に、6月22日（木曜日）午後6時20分までに到着するようご郵送ください。

※株主の皆様のご関心が高い事項について本株主総会でご説明し、後日、その内容を当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。株主様から頂戴したすべての事前質問に対応させていただくものではない旨ご了承ください。

〒104-8255 東京都中央区新川一丁目21番2号

セントラルスポーツ株式会社 株主総会事前質問 宛

◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、上記と同様、当社ウェブサイト (<https://company.central.co.jp>) にてお知らせいたします。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎当日の受付開始時間は、午前9時30分を予定しております。

◎お土産は、特段ご用意させていただいておりませんので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は、マスク着用や手指の消毒等の感染予防のための措置を講じる場合がございます。ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

当社役員、スタッフもマスクを着用し対応させていただく場合がございます。

◎発熱が認められる方、体調不良と思われる方は、入場のお断りや退場をお願いする場合がございます。

◎感染リスク抑制のため、円滑な議事進行に努め、また、報告事項や議案の詳細な説明を省略することにより、所要時間が短くなる場合がございますので、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

スマートフォン、インターネットで 議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月28日(水曜日)
午後6時20分入力完了分まで

書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月28日(水曜日)
午後6時20分到着分まで

株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月29日(木曜日)
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月×日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイトを
ログインQRコード
見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

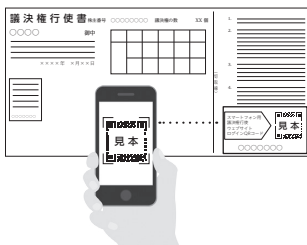
議決権行使書面により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

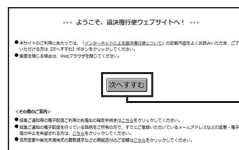
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.e-sokai.jp>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

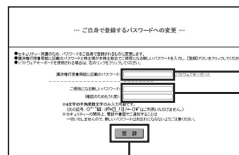
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル
[電話] 0120 (707) 743
受付時間 9:00~21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という）の影響を受けつつも社会経済活動の正常化が進んだことにより、緩やかに経済回復基調となりました。世界経済は不安定な国際情勢の長期化により、経済活動の減速、エネルギーや原材料価格の高騰による物価上昇等、先行き不透明な状況が続きました。

当フィットネス業界におきましては、人の移動や動きが徐々に増えて個人消費が活発になってきたことに伴い、施設利用や入会については回復傾向となりました。また感染症による健康二次被害への対策、健康への意識向上やライフスタイルの見直し等もあり、社会的にも大変重要な役割を果たしていくことが期待されています。その一方で、エネルギー価格等の物価高騰が経営環境に大きく影響を与える厳しい状況が続きました。

このような環境の中、当社グループは経営理念である『0歳から一生涯の健康づくりに貢献する』のもと、「現在価値の最大化による顧客満足度の向上」を目標とし、指導力・接客力・施設管理力の再強化に努めてまいりました。

当連結会計年度は、直営店5店舗と業務受託店3店舗の合計8店舗を出店、直営店3店舗と業務受託店1店舗の合計4店舗の営業を終了いたしました。

◆新規出店・新規業務受託店

- 4月 福岡市立城南市民プール（福岡県福岡市城南区）※
- 4月 福岡市立早良市民プール（福岡県福岡市早良区）※
- 4月 健康増進センターすこやかん（神奈川県横須賀市）※
- 5月 セントラルスポーツジム24金町（東京都葛飾区）
- 5月 セントラルスポーツジム24永福町（東京都杉並区）
- 1月 セントラルスポーツジム24星川（神奈川県横浜市保土ヶ谷区）
- 3月 セントラルスポーツジム24桜通葵（愛知県名古屋市東区）
- 3月 セントラルライフケアステーション岩槻（埼玉県さいたま市岩槻区）

◆営業終了店・業務受託終了店

- 12月 スタジオヨガピス平野（大阪府大阪市平野区）

- 3月 セントラルフィットネスクラブ千種（愛知県名古屋市中区）
- 3月 スタジオヨガピス八王子（東京都八王子市）
- 3月 東京辰巳国際水泳場（東京都江東区）※

※は業務受託店

以上の結果、当連結会計年度末の店舗数は、直営183店舗、業務受託60店舗、合計243店舗となりました（3月末終了の2店舗は店舗数に含む）。

当連結会計年度も感染症への対応を大きな課題と捉え、その環境下での経営基盤の構築、安定的に利益を確保できる体制づくりを進めました。感染症に対応した事業継続計画（BCP）の推進に取り組み、効率化運営、各種契約の見直し、オンライン事業の拡充、営業施策としては、フィットネス会員継続促進、休会者・一時退会者の早期復帰促進、子供向け短期教室や体験会・有料イベントの実施強化を推進し、宿泊を伴う野外ツアーや、競泳・体操・フィットネス等の大型有料イベントを再開することができました。

フィットネス事業では、24時間営業の「セントラルスポーツジム24」の出店を進めるとともに、深夜から早朝までの時間が利用できる「ミッドナイトモーニング会員」区分を全国80店舗に広げ、月会費での相互利用を可能とし、利便性向上による集客に努めました。

教育事業としては、地域の健康づくりに貢献できるよう「学校・地域システム連携事業推進チーム」を発足し、学校授業の受託をはじめ教育機関や教育事業者をサポートするためのサービス提供を推進してまいりました。学校の水泳授業の支援も拡大し、30を超える自治体より業務受託を受け、今後は体育授業全般の受託も見据えて推進していく予定です。

社会貢献活動としては、水難事故防止や災害時への備えとして全国の小学校等での無料着衣水泳教室（実技講習・机上講習）を継続実施しており、今期の参加者は1万人を超えました。また、スポーツ庁委託事業「Sport in Life推進プロジェクト」において、千葉市、（公財）千葉市スポーツ協会、順天堂大学の協力の下「インクルーシブ“共泳”教室」を開催したことをきっかけに、障がいのある幼児・児童が日常的に水泳を楽しむ環境づくりを目指してまいりました。

その他、有人宇宙システム株式会社（JAMSS）が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）から受注した契約業務「ISS日本人宇宙飛行士健康管理運用業務」の運動・生理的対策業務へ参加し、日本人宇宙飛行士の最大酸素摂取量測定を担当しています。この測定は当社独自の研究機関であるセントラルスポーツ研究所が実施しています。

所属アスリートの活動では、競泳・体操・飛込の3競技で日本代表選手を輩出し、メダル獲得を果たしました。競泳世界選手権（25m）で小堀倭加（こぼりわか）が400m個人メドレー銅メダル、眞野秀成（まのひでなり）が800mリレーで短水路日本新記録を樹立、世界体操選手権では谷川航（たにがわわたる）、翔（かける）が兄弟で出場し、男子団体銀メダル、谷川航は個人総合で銅メダルを獲得しました。世界水泳飛込競技では金戸凜（かねとりん）がシン

クロ3m飛板飛込で飛込界初の銀メダル獲得を果たしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は43,602百万円（前期比8.1%増）、経常利益は1,346百万円（前期比48.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は793百万円（前期比48.5%減）となりました。

なお、当連結会計年度の期末配当につきましては、1株につき10円とさせていただきます。中間配当は21円をすでにお支払いいたしておりますので、年間配当金は1株につき31円となります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は628百万円で、店舗の取得、改修工事及び備品の購入が主なものであります。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 50 期 (2020年3月期)	第 51 期 (2021年3月期)	第 52 期 (2022年3月期)	第 53 期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高 (百 万 円)	53,386	36,027	40,338	43,602
経 常 利 益 (百 万 円)	3,374	752	2,595	1,346
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百 万 円)	2,138	△2,363	1,540	793
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	190円37銭	△211円03銭	137円52銭	70円86銭
総 資 産 (百 万 円)	44,732	43,746	44,777	42,565
純 資 産 (百 万 円)	24,738	22,144	23,540	23,901

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数にて算出しております。

(注) 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第52期の期首から適用しており、第52期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値になっております。

(3) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
(株)明治スポーツプラザ	100百万円	100.00%	スポーツクラブ経営事業
Central Sports U.S.A.,Inc.	10,125(US\$)	100.00%	スポーツクラブ経営事業

② 重要なその他の関係会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社への議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
セントラルトラスト(株)	10百万円	30.72%	投 資 事 業

(4) 対処すべき課題

今後も原油価格上昇による光熱費等の高騰が続き、経営への影響が大きいことが予想されます。その他にも各種原材料費の高騰、人手不足や最低賃金の上昇による人件費の増加等、環境は厳しさを増しております。引き続き、経営基盤の強化、安定的に利益を確保できる体制づくりを行い、早期の業績回復を目指してまいります。

一方、経済活動の正常化に伴い、基幹事業であるスクール事業やフィットネス事業等のスポーツクラブ経営事業の収益力向上を目指すとともに、将来に向けた投資も進めてまいります。ツーリズム事業等の拡充、地域や医療・教育分野との連携事業の推進等、新たな価値創造による収益確保が必要と考えております。

経営理念『0歳から一生涯の健康づくりに貢献する』に基づいた新たな分野での事業創出と社会課題解決につながるサービスの提供に努め、社会に必要とされるウェルネスカンパニーとなるための基盤を構築してまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、スポーツクラブ経営を主たる事業として行っております。

(6) 主要な営業所および店舗（2023年3月31日現在）

- ① 当社
本社 東京都中央区新川一丁目21番2号

営業店舗

・直営店舗

東日本エリア	<p>茨城県 日立店</p> <p>栃木県 S宇都宮店、南宇都宮店、佐野店、F宇都宮店</p> <p>群馬県 24前橋店、高崎店</p> <p>埼玉県 24越谷店、川越店、岩槻店、24新三郷店、志木店、大宮宮原店、24桶川北本店、川口前川店、24小手指店、24越谷レイクタウン店、東大宮店、24蕨店、24東松山店、さいたま中央店、24新河岸店</p> <p>千葉県 谷津店、24流山店、南行徳店、館山店、市川店、F千葉店、新浦安店、稲毛海岸店、八千代台店、千葉みなと店、24柏店、長沼店、おおたかの森店、我孫子店、24本八幡店、24蘇我店、G新浦安店、24茂原店、24袖ヶ浦店、24実稲店</p> <p>東京都 24清瀬店、西東京店、成瀬店、亀有店、府中店、24目黒店、24福生店、24下北沢店、青砥店、八王子店、西台店、24用賀店、城山店、保谷店、24自由が丘店、天王洲店、24南青山店、竹の塚店、24南千住店、24東十条店、24ときわ台店、大森店、成城店、24西新井店、24上池袋店、24葛西店、飯田橋店、24京成小岩店、24神田店、24五反田店、24上北沢店、24亀有店、24平井店、24中延店、24三番町店、丸の内二重橋店、24中目黒店、24祐天寺店、東久留米店、24目白店、24八幡山店、24入谷店、24金町店、24永福町店</p> <p>神奈川県 24藤沢店、戸塚店、本郷台店、S東戸塚店、24二俣川店、湘南ライフタウン店、湘南平塚店、24武蔵小杉店、F東戸塚駅前店、24市ヶ尾店、24溝ノ口店、新川崎店、24緑園都市店、24能見台店、トレッサ店、24長津田みなみ台店、慶應日吉店、伊勢原駅前店、24妙蓮寺店、センター南店、24武蔵新城店、24菊名店、24平塚店、24星川店 (110店舗)</p>
西日本エリア	<p>新潟県 NEXT 2 1 店</p> <p>石川県 24野々市店、金沢店</p> <p>長野県 24松本店</p> <p>岐阜県 岐阜店</p> <p>愛知県 24藤が丘店、24一社店、大曽根店、清洲店、小牧店、24本山店、24桜通葵店</p> <p>京都府 太秦店</p> <p>大阪府 都島店、24平野店、24住ノ江店、新大阪駅前店、りんくう店、蒲生店、24泉大津店、24豊中店、24高槻市駅前店</p> <p>兵庫県 芦屋店、24六甲道店、あまがさき店、J R 塚口店、24西代店</p> <p>和歌山県 24和歌山店</p> <p>広島県 アルパーク店、福山店</p> <p>福岡県 天神ソラリア店、24野間大池店、24警固店、24福岡アイランドシティ店</p> <p>熊本県 熊本店 (35店舗)</p>

北 日 本 エ リ ア	北海道	24恵み野店、24札幌店、琴似店、24東苗穂店
	青森県	24八戸店、弘前店
	岩手県	24盛岡店
	宮城県	24仙台泉中央店、24仙台店、北仙台店、24仙台南小泉店、24名取南仙台店
	秋田県	24秋田広面店、横手店、24秋田土崎店
	山形県	東根店
福島県	郡山店、24福島店	(18店舗)

上記店舗163店舗の他、SPA、介護予防、ヨガ等の店舗11店舗を運営しており、あわせて全国に直営店舗174店舗を運営しております。

・業務受託店舗

名 称	所 在 地
トーアセントラルフィットネスクラブ阿佐谷	東京都
ラヴィセントラルフィットネスクラブ蒲田	東京都
曾谷セントラルスイムクラブ	千葉県
セントラルスポーツクラブ津田沼	千葉県

上記店舗を含め、全国に業務受託店舗47店舗を運営しております。

② 子会社

Central Sports U.S.A.,Inc.

本社 米国コロラド州デンバー市

Meridian Central,Inc.

本社 米国コロラド州デンバー市

・直営店舗（海外ゴルフ場）1店舗を運営しております。

ケージーセントラルスポーツ株式会社

本社 札幌市中央区

・直営店舗1店舗を運営しております。

Wellbridge Central,Inc.

本社 米国コロラド州デンバー市

株式会社明治スポーツプラザ

本社 川崎市幸区

・直営店舗7店舗を運営しております。

・業務受託店舗13店舗を運営しております。

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,018 (2,662) 名	76名減 (46名増)

- (注) 1. 使用人数には、当社グループから当社グループ外への出向者 (5名) を除きます。
2. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に外数で記載しております。
3. パートおよび嘱託社員は、月間160時間 (常用雇用社員の年間所定内労働時間数の月平均時間) 換算で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
925 (2,333) 名	73名減 (34名増)	40.5歳	16.5年

- (注) 1. 使用人数には、当社から社外への出向者 (45名) を除き、社外から当社への出向者 (8名) を含みます。
2. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に外数で記載しております。
3. パートおよび嘱託社員は、月間160時間 (常用雇用社員の年間所定内労働時間数の月平均時間) 換算で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	525百万円
株式会社三菱UFJ銀行	828
株式会社みずほ銀行	826
株式会社三井住友銀行	820
三井住友信託銀行株式会社	795

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 42,164,000株
- ② 発行済株式の総数 11,466,300株
- ③ 株主数 18,842名
- ④ 大株主 (上位10位)

株主名	持株数	持株比率
セントラルトラスト株式会社	3,439,711株	30.70%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	643,700	5.74
後藤 忠 治	598,795	5.34
後藤 聖 治	573,100	5.11
セントラルスポーツ社員持株会	448,883	4.00
株式会社りそな銀行	195,000	1.74
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	112,900	1.00
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	92,700	0.82
S M B C 日興証券株式会社	82,000	0.73
村 井 良 孝	61,750	0.55

(注) 持株比率は、自己株式 (265,661株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2023年 3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	後 藤 忠 治	セントラルトラスト株式会社代表取締役社長
代表取締役社長 執行役員	後 藤 聖 治	セントラルトラスト株式会社取締役 Central Sports U.S.A.,Inc.取締役 Meridian Central,Inc.取締役 Wellbridge Central,Inc.取締役 株式会社明治スポーツプラザ代表取締役社長
取締役 執行役員	松 田 友 治	健康サポート部・レジャー事業部担当
取締役 執行役員	木 本 匡	営業部・営業企画部・アカデミー部担当
取締役 執行役員	鶴 田 一 彦	新規事業開発部長・店舗開発部長 浜松グリーンウェーブ株式会社取締役 株式会社明治スポーツプラザ取締役
取締役 (監査等委員・常勤)	河 本 勝	
取締役 (監査等委員)	岩 崎 厚 宏	有限会社岩崎経営研究所代表取締役 (税理士) 株式会社マミーマート監査役
取締役 (監査等委員)	原 田 睦 巳	順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科 教授 順天堂大学スポーツ健康科学部 教授

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 岩崎厚宏氏、原田睦巳氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員・常勤) 河本勝氏および取締役 (監査等委員) 岩崎厚宏氏は、次のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・河本勝氏は、長年にわたり当社の経理部に在籍し経理・財務業務に携わってきた経験があります。
 - ・岩崎厚宏氏は、税理士の資格を有しております。
3. 2022年6月29日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって、取締役山崎幸雄氏、鈴木陽二氏、刀禰精之氏および矢田恭一氏は任期満了により退任いたしました。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、河本勝氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役 (監査等委員) 原田睦巳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）および執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により、填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	187 (-)	122 (-)	65 (-)	- (-)	9 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	17 (3)	14 (3)	3 (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	205 (3)	136 (3)	69 (-)	- (-)	12 (2)

- (注) 1. 上表には、2022年6月29日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）4名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等は、当事業年度における役員賞与引当金繰入額が含まれております。
4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第49回定時株主総会において年額4億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名です。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第49回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、5名（うち社外取締役3名）です。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が以下の方針ならびに手続きを踏まえて決定されていることから、その内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は以下のとおりであります。

・基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う監査等委員である社外取締役については、その職務を鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

- ・基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
 当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、業績、従業員給与の水準も考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。
- ・業績連動報酬等の内容および額の算出方法の決定に関する方針
 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の経常利益より算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。
- ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
 取締役会は、代表取締役後藤聖治に対し各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額、および社外取締役を除く各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
 取締役会では、各取締役の職務の執行状況を定期的にモニタリングし、社外取締役から定期的に意見を聴取することや、業績の動向について定期的に審議を行うことで、報酬等の妥当性を確認しております。
 また、監査等委員である取締役個々の報酬等につきましては、監査等委員である取締役の協議により、役位、職責、在任年数に応じて、業績等も考慮し、総合的に勘案して決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）岩崎厚宏氏は、有限会社岩崎経営研究所の代表取締役および株式会社マミーマートの監査役でもあります。当社は、有限会社岩崎経営研究所と税理士顧問委嘱契約を締結しております。株式会社マミーマートと当社との間には特別な利害関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）原田睦巳氏は、順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科の教授および順天堂大学スポーツ健康科学部の教授であります。同大学大学院および同大学と当社との間には特別な利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 岩崎厚宏	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に、また、監査等委員会13回のうち12回に出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、また、監査等委員会においては、当社のコンプライアンス体制ならびに内部監査について適宜、必要な発言を行う等、取締役（監査等委員）としての職責を十分に果たしました。
取締役 (監査等委員) 原田睦巳	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に、また、監査等委員会13回の全てに出席し、大学大学院教授としての専門的見地から、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、また、監査等委員会においては、当社のコンプライアンス体制ならびに内部監査について適宜、必要な発言を行う等、取締役（監査等委員）としての職責を十分に果たしました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 監査法人日本橋事務所

(注) 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2022年6月29日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

- ② 報酬等の額

	監査法人日本橋事務所
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- ④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 「当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」について
 - イ. コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス基本規程」を定め、全役職員に周知徹底させる。
 - ロ. 代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備を図る。
 - ハ. 必要に応じてマニュアル・ガイドライン等を定め、コンプライアンスに関する知識および倫理の向上を図るための研修体制の整備を図る。
 - ニ. 取締役は、重大な法令違反およびコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する。
 - ホ. 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用および取締役の職務執行を監査する。
 - ヘ. 「内部通報規程」を定め、法令違反およびその他コンプライアンスに関する事実についての社内通報体制の整備を図る。
 - ト. 監査等委員会は、コンプライアンス体制および社内通報体制に問題があると認めた場合は、意見を述べるとともに、改善策を求めることができる。
 - チ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- ② 「当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」について
取締役の職務執行に係る意思決定および報告に関しては、「文書管理規程」を定め、同規程に基づく適切な保存・管理を行う。
- ③ 「当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」について
 - イ. リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」を定め、各部門長は各担当部門のリスク管理体制の整備を図る。
 - ロ. 不測の事態が発生した場合は、「リスク管理規程」に基づく対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーと協議のうえ、損失を最小限に止める体制を整える。

- ④ 「当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」について
- イ. 当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、取締役以上で構成される会議体を設置し、合議制により慎重な意思決定を行う。
 - ロ. 取締役会の決定に基づく職務執行にあたっては、「組織規程」、「業務分掌規程」において、職務執行の詳細を定める。
- ⑤ 「当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」について
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - i 当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。
 - ii 当社は、定期的に当社および当社の子会社の取締役が出席する会議を開催し、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し、当該会議における報告を義務づける。
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
 - ii 当社は、当社グループのリスク管理機関としてリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i 当社は、グループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標および予算配分等を定める。
 - ii 当社は、当社グループの意思決定を子会社に周知徹底するための体制を構築する。
 - ニ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i 当社は、「コンプライアンス基本規程」を作成し、当社グループのすべての役職員に周知徹底する。
 - ii 当社は、当社グループの役職員に対し、年1回、コンプライアンス研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
 - iii 当社監査室は、「内部監査規程」および「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する内部監査を実施する。
 - iv 当社は、「内部通報規程」に基づき、当社グループの役職員が直接通報を行うことができる体制を整備する。

- ⑥ 「当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」について
取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助する使用人（以下「監査等委員会スタッフ」という。）として、適切な人材を配置しなければならない。
- ⑦ 「前項の使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項」について
監査等委員会スタッフの適切な職務遂行のため、人事考課は監査等委員会が行い、監査等委員会スタッフの任命、解任、人事異動、賃金改定、懲戒等については、監査等委員会の同意を得るものとする。
- ⑧ 「当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」について
- イ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。
 - ロ. 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対し、監査等委員会の指揮命令に従わなかった場合は社内処分の対象となり得る。
- ⑨ 「当社の監査等委員会への報告に関する体制」について
- イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制
 - i 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員が同席する重要な会議において、随時、職務の執行状況について報告する。
 - ii 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
 - iii 監査等委員会は、いつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対して報告を求めることができる。
 - ロ. 子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査等委員会に報告するための体制
 - i 当社グループの役職員は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。
 - ii 当社グループの役職員は、法令等の違反行為ならびに当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。

- iii 当社監査室は、定期的に当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を当社の監査等委員会に報告する。
- ⑩ 「監査等委員会へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」について
- イ. 当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
 - ロ. 当社の「内部通報規程」において、当社グループの役職員が当該内部通報をしたことによる不利益な取扱いを禁止する旨を明記する。
- ⑪ 「監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」について
- イ. 当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をした場合は、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - ロ. 監査等委員会が、弁護士、公認会計士等の外部アドバイザーを監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合は、当該監査等委員会の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
 - ハ. 当社は、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。
- ⑫ 「その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」について
- イ. 監査等委員会、会計監査人、監査室は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を行う。
 - ロ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会と子会社の取締役等との意思疎通、情報収集、情報交換等が適切に行えるよう協力する。
 - ハ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。
 - ニ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部アドバイザーとの連携を図れるよう協力する。

業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値および株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を14回開催しており、取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

(2) リスク管理体制の構築について

当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、「リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員を各部門に設置する等により、リスク管理体制の強化を推進しております。

(3) コンプライアンス体制について

当社は、全役職者に対し、定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また、問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報先を監査等委員である取締役にしております。当事業年度において発生した案件に関しては、速やかに調査の上、取締役会およびリスク管理委員会に報告致しました。

(4) 監査等委員である取締役の職務の執行について

当事業年度において、監査等委員会を13回開催しており、経営の妥当性、効率性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、監査等委員である取締役は、取締役会ほか、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳正な監査を実施致しました。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、2023年5月12日開催の取締役会決議により、1株につき10円とさせていただきます。これにより2022年9月30日を基準日として実施いたしました中間配当金1株につき21円と合わせ、当期の年間配当金は1株につき31円となります。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,815	流 動 負 債	9,963
現金及び預金	7,997	買掛金	108
売掛金	1,570	1年内返済予定の長期借入金	1,839
商品	272	リース債務	412
貯蔵品	51	未払金	2,025
その他	926	未払法人税等	252
貸倒引当金	△1	契約負債	3,454
		賞与引当金	424
		役員賞与引当金	30
		その他	1,416
固 定 資 産	31,749	固 定 負 債	8,700
有 形 固 定 資 産	19,813	長期借入金	2,025
建物及び構築物	33,085	リース債務	4,489
工具、器具及び備品	5,857	退職給付に係る負債	123
土地	8,058	資産除去債務	1,551
リース資産	6,970	その他	509
その他	77	負 債 合 計	18,663
減価償却累計額	△34,235	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	451	株 主 資 本	23,718
投 資 そ の 他 の 資 産	11,484	資本金	2,261
投資有価証券	276	資本剰余金	2,273
敷金及び保証金	10,112	利益剰余金	19,807
繰延税金資産	466	自己株式	△623
その他	676	その他の包括利益累計額	175
貸倒引当金	△47	その他有価証券評価差額金	37
		為替換算調整勘定	137
資 産 合 計	42,565	非 支 配 株 主 持 分	7
		純 資 産 合 計	23,901
		負 債 純 資 産 合 計	42,565

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	43,602
売上原価	38,572
売上総利益	5,030
販売費及び一般管理費	3,179
営業利益	1,850
営業外収益	74
保険配当金	15
その他	58
営業外費用	578
支払利息	575
その他	2
経常利益	1,346
特別利益	46
関係会社清算益	18
資産除去債務戻入益	27
特別損失	143
減損損失	134
店舗閉鎖損失	8
税金等調整前当期純利益	1,249
法人税、住民税及び事業税	373
法人税等調整額	86
当期純利益	790
非支配株主に帰属する当期純損失	△3
親会社株主に帰属する当期純利益	793

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,261	2,273	19,574	△623	23,484
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△560		△560
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			793		793
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	233	-	233
当 期 末 残 高	2,261	2,273	19,807	△623	23,718

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	36	7	44	11	23,540
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△560
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					793
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1	129	131	△3	127
連結会計年度中の変動額合計	1	129	131	△3	361
当 期 末 残 高	37	137	175	7	23,901

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部		
資 科	目	金 額	金 額	
流 動 資 産		8,571	流 動 負 債	8,904
現 金 及 び 預 金		6,314	買 掛 金	96
商 売 掛 金		1,065	1年内返済予定の長期借入金	1,839
貯 蔵 品		247	リ ー ス 債 務	361
前 払 費 用		50	未 払 金	1,788
そ の 他 金		151	未 払 費 用	760
貸 倒 引 当 金		△1	未 払 法 人 税 等	220
固 定 資 産		31,057	契 約 負 債	2,890
有 形 固 定 資 産		18,134	預 り 引 当 金	179
建 物		7,213	賞 与 引 当 金	400
構 築 物		134	役 員 賞 与 引 当 金	30
車 両 運 搬 具		7	そ の 他	335
工 具 、 器 具 及 び 備 品		205	固 定 負 債	9,169
土 地		7,557	長 期 借 入 金	3,025
リ ー ス 資 産		3,014	リ ー ス 債 務	4,455
無 形 固 定 資 産		444	長 期 未 払 金	131
借 地 権		53	長 期 預 り 保 証 金	240
ソ フ ト ウ ェ ア		346	資 産 除 去 債 務	1,315
リ ー ス 資 産		11	負 債 合 計	18,073
そ の 他		32	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産		12,479	株 主 資 本	21,518
投 資 有 価 証 券		91	資 本 金	2,261
関 係 会 社 株 式		1,492	資 本 剰 余 金	2,273
長 期 貸 付 金		322	資 本 準 備 金	2,273
長 期 前 払 費 用		50	利 益 剰 余 金	17,607
繰 延 税 金 資 産		480	利 益 準 備 金	70
敷 金 及 び 保 証 金		9,791	そ の 他 利 益 剰 余 金	
会 員 権		126	圧 縮 記 帳 積 立 金	462
保 険 積 立 金		171	別 途 積 立 金	15,000
そ の 他 金		0	繰 越 利 益 剰 余 金	2,074
貸 倒 引 当 金		△47	自 己 株 式	△623
資 産 合 計		39,629	評 価 ・ 換 算 差 額 等	37
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	37
			純 資 産 合 計	21,555
			負 債 純 資 産 合 計	39,629

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	38,732
売上原価	34,132
売上総利益	4,600
販売費及び一般管理費	2,890
営業利益	1,709
営業外収益	68
保険配当金	15
受取保険金	7
助成金収入	7
その他	38
営業外費用	580
支払利息	577
その他	2
経常利益	1,197
特別利益	46
関係会社清算益	18
資産除去債務戻入益	27
特別損失	143
減損損失	134
店舗閉鎖損失	8
税引前当期純利益	1,100
法人税、住民税及び事業税	301
法人税等調整額	81
当期純利益	716

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自 己 株	株主資本 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金						利 益 剰 余 金 合 計		
		資 本 剰 余 金	資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					
					圧 縮 記 帳 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	2,261	2,273	70	462	15,000	1,917	17,450	△623	21,361	
事 業 年 度 中 の 変 動 額										
圧縮記帳積立金の積立							-		-	
圧縮記帳積立金の取崩				△0		0	-		-	
別途積立金の積立							-		-	
剰余金の配当						△560	△560		△560	
当期純利益						716	716		716	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△0	-	156	156	-	156	
当 期 末 残 高	2,261	2,273	70	462	15,000	2,074	17,607	△623	21,518	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	36	36	21,398
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
圧縮記帳積立金の積立			-
圧縮記帳積立金の取崩			-
別途積立金の積立			-
剰余金の配当			△560
当期純利益			716
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1	1	1
事業年度中の変動額合計	1	1	157
当 期 末 残 高	37	37	21,555

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

セントラルスポーツ株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指定社員 公認会計士 千 保 有 之
業務執行社員
指定社員 公認会計士 渡 邊 均
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セントラルスポーツ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セントラルスポーツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

セントラルスポーツ株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 千 保 有 之
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 渡 邊 均
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セントラルスポーツ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの、セントラルスポーツ株式会社（以下、当社という）の第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当社の当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

セントラルスポーツ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 河本 勝 ⑩

監査等委員 岩崎 厚宏 ⑩

監査等委員 原田 睦巳 ⑩

(注) 監査等委員岩崎厚宏および原田睦巳は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	ごとうただはる氏 後藤忠治 (1941年12月4日生)	1969年12月 セントラルスポーツクラブ創業 1970年5月 株式会社セントラルスポーツクラブ (現：セントラルスポーツ株式会社) 設立 1970年5月 当社取締役 1976年5月 当社代表取締役副社長 1977年5月 当社代表取締役社長 2014年4月 当社代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) セントラルトラスト株式会社代表取締役社長	598,795株
		(取締役候補者とした理由) 後藤忠治氏は当社創業以来、当社の要職を歴任し、豊富な企業経営経験と幅広い知見・人脈を有していることから、これらの経験と見識が当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にさらに寄与できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	ご とう せい じ 後 藤 聖 治 (1969年8月28日生)	<p>1995年4月 三菱商事株式会社入社 1998年4月 当社入社 1999年5月 当社社長室長 1999年6月 当社取締役 2001年3月 当社経営企画室長 2003年6月 当社常務取締役 2005年7月 当社営業本部副本部長 2007年6月 当社専務取締役 当社営業本部長 2011年10月 当社代表取締役副社長 2014年4月 当社代表取締役社長（現 代表取締役社長 執行役員）（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) セントラルトラスト株式会社取締役 Central Sports U.S.A.,Inc.取締役 Meridian Central,Inc.取締役 Wellbridge Central,Inc.取締役 株式会社明治スポーツプラザ代表取締役社長</p> <p>(取締役候補者とした理由) 後藤聖治氏は長年にわたり当社の要職を歴任し、当社の営業部門を中心に豊富な経験、高い見識と強い変革力を有していることから、これらの経験と見識および同氏のリーダーシップが当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にさらに寄与することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	573,100株

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	まつ だ ゆう じ 松 田 友 治 (1962年4月11日生)	<p>1983年11月 当社入社 2006年4月 当社人事部長 2012年4月 当社執行役員 当社経営企画室長 2015年6月 当社取締役 2019年4月 当社健康サポート部担当(現任) 2019年5月 当社常務取締役(現 取締役 常務執行役員) (現任) 2022年4月 当社レジャー事業部(現:アドベンチャーツーリズム事業部)担当(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 松田友治氏は当社の経理・人事・経営企画部門を中心に豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの幅広い経験と高い見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	4,500株
4	き もと ただす 木 本 匡 (1955年1月14日生)	<p>1979年3月 当社入社 2000年4月 当社東日本第二営業部長 2002年11月 当社執行役員 2006年4月 当社第四営業部長 2009年4月 当社第一営業部長 2012年4月 当社アカデミー部長 2015年5月 当社アカデミー一部担当兼研究所担当 2015年6月 当社取締役(現 取締役 執行役員)(現任) 2017年4月 当社営業本部副本部長 2019年4月 当社営業部・営業企画部担当(現任)・レジャー事業部担当 2020年11月 当社アカデミー部長 2022年4月 当社アカデミー一部担当(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 木本匡氏は当社の営業・アカデミー部門を中心に豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの幅広い経験と高い見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	11,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
5	つる た かず ひこ 鶴 田 一 彦 (1959年7月23日生)	<p>2003年 6 月 当社入社 2006年 6 月 当社執行役員 2012年 4 月 当社マーケティング部長 2019年 4 月 当社新規事業開発部長兼店舗開発部長（現任） 2019年 6 月 当社取締役（現 取締役 執行役員）（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 浜松グリーンウェーブ株式会社取締役 株式会社明治スポーツプラザ取締役</p> <p>(取締役候補者とした理由) 鶴田一彦氏は当社の店舗開発部門をはじめマーケティング・新規事業開発等の豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの幅広い経験と高い見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	3,500株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により、填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

招集
通知

事業
報告

計
算
書
類

監
査
報
告

株
主
総
会
参
考
書
類

(ご参考) 取締役会の構成 (2023年6月29日以降の予定)

当社取締役会は、会社経営に関わる各分野で高度な知見、経験を持った人材にて構成するものとします。

そのうち会社経営において特に重要な分野を以下のとおり定義し、各取締役に対して、その能力を十分に発揮することを期待しております。

なお、以下の取締役の構成は、本株主総会における取締役選任議案が全て原案どおり、ご承認いただけた場合を前提に作成しております。

氏名	現在の当社における地位	企業経営	コーポレート・ガバナンス	財務・会計	法務・リスク管理	人事・人材開発	営業・マーケティング	研究・新規事業
後藤 忠治	代表取締役会長	●	●		●	●		
後藤 聖治	代表取締役社長 執行役員	●	●		●		●	
松田 友治	取締役 常務執行役員		●	●		●	●	
木本 匡	取締役 執行役員		●			●	●	●
鶴田 一彦	取締役 執行役員		●		●		●	●
河本 勝	取締役 監査等委員・常勤		●	●	●	●		
岩崎 厚宏	社外取締役 監査等委員	●	●	●	●			
原田 睦巳	社外取締役 監査等委員		●		●		●	●

※各人に特に期待する項目を4つまで記載しております。

上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	かわ もと まさる 河 本 勝 (1956年12月29日生)	1980年3月 当社入社 1996年4月 当社総務部次長 1998年4月 当社株式公開準備室次長 2003年4月 当社総務部長 2005年7月 当社経営企画室長 2006年6月 当社執行役員経営企画室長 2012年4月 当社執行役員人事部長 2019年4月 当社執行役員人事部担当 2019年6月 当社取締役（監査等委員・常勤）（現任）	5,800株
		(取締役候補者とした理由) 河本勝氏は当社入社以来、経理・総務・人事部門を中心に豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と高い見識を活かし、当社の監査業務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。	

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	いわ さき あつ ひろ 岩 崎 厚 宏 (1970年1月7日生)	<p>1998年4月 税理士田中事務所入所 1999年10月 有限会社岩崎経営研究所入社 2000年7月 税理士登録 2014年8月 有限会社岩崎経営研究所 代表取締役(現任) 2016年12月 株式会社マミーマート 監査役(現任) 2017年6月 当社監査役 2019年4月 当社顧問税理士(現任) 2019年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 有限会社岩崎経営研究所 代表取締役 株式会社マミーマート 監査役</p> <p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 岩崎厚宏氏は税理士としての豊富な知識と高い見識を有しており、また、他の会社の社外監査役としての経験から、企業経営に関する見識も有していることから、その知識と見識を、引き続き、当社の監査業務に活かしていただくことを期待したためであります。 なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	100株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
3	はらだむつみ 原田睦巳 (1975年9月24日生)	<p>2000年9月 シドニーオリンピック大会出場</p> <p>2008年4月 順天堂大学^社スポーツ健康科学部 助教</p> <p>2009年4月 順天堂大学^社スポーツ健康科学部 准教授</p> <p>2009年4月 順天堂大学大学院^社スポーツ健康科学研究科 准教授</p> <p>2013年11月 順天堂大学^社スポーツ健康科学部 先任准教授</p> <p>2013年11月 順天堂大学大学院^社スポーツ健康科学研究科 先任准教授</p> <p>2018年6月 順天堂大学大学院^社スポーツ健康科学研究科教授(現任)</p> <p>2018年6月 順天堂大学^社スポーツ健康科学部 教授(併任)(現任)</p> <p>2019年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科 教授</p> <p>順天堂大学スポーツ健康科学部 教授</p> <p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>原田睦巳氏は自らの体操競技経験と指導者としての知識・経験、大学での研究活動等、豊富な経験と高い見識を有していることから、その知識と見識を、引き続き、当社の監査業務に活かしていただくことを期待したためであります。</p> <p>なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	一株

- (注) 1. 岩崎厚宏氏は、有限会社岩崎経営研究所の代表取締役をしており、同所は当社と税理士顧問委嘱契約を締結しており、当社より税理士報酬を受けております。
その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岩崎厚宏氏および原田睦巳氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 岩崎厚宏氏および原田睦巳氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。それぞれの在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。尚、岩崎厚宏氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。
4. 当社は、河本勝氏、岩崎厚宏氏および原田睦巳氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合、各氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により、填補することとしております。各監査等委員である取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、原田睦巳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものです。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであり、岡村浩氏は現監査等委員である取締役河本勝氏の補欠としての候補者、大隅潔氏は現監査等委員である社外取締役岩崎厚宏氏および原田睦巳氏の補欠としての社外取締役候補者であります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	おかむらひろし 村 浩 (1957年3月27日生)	1980年3月 当社入社 2002年10月 当社経理部長 2006年6月 当社執行役員経理部長 2009年4月 当社執行役員経営企画室長 2012年4月 当社執行役員総務部長 (取締役候補者とした理由) 岡村浩氏は当社入社以来、経理・経営企画・総務部門を中心に豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と高い見識を活かし、当社の監査業務を適切に遂行できる人材と判断し、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。	2,100株
2	おおすみいさぎ 大 隅 潔 (1942年6月22日生)	1965年4月 株式会社スポーツニッポン新聞社 入社 1999年6月 同社東京本社取締役 2005年6月 同社常務取締役西部本社(九州) 代表 2007年6月 株式会社スポニチクリエイツ 代表取締役 2009年6月 同社顧問(現任) (社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 大隅潔氏は企業経営者としての豊富な経験とジャーナリストとしての幅広い見識を有していることから、これらの経験と見識を当社の監査業務に活かしていただけるものと期待し、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大隅潔氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 岡村浩氏および大隅潔氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額であります。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により、填補することとしております。両氏が監査等委員である取締役就任した場合、両氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第53回定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋室町四丁目1番6号

CIVI研修センター日本橋 5階会議室

交通 JR総武線快速 新日本橋駅 徒歩2分

東京メトロ銀座線、半蔵門線 三越前駅 徒歩2分

JR 神田駅 徒歩3分



株主総会へのご出席につきましては、開催当日における新型コロナウイルス感染状況やご自身の体調等をご勘案のうえ、慎重にご判断をいただけますようお願い申し上げます。ご来場いただけない場合は、スマートフォン、インターネットまたは郵送による事前の議決権行使を是非ご活用ください。

株主総会のお土産は、特段ご用意させていただいておりません。